

市有地売払物件申込に関する注意事項

物件は、現状有姿での引渡しです。当該土地に存在する工作物や樹木、雑草類等はそのままの引渡しとなります。

買受希望者は、必ず現地を確認し、諸規制の状況等も調査の上、必要書類を添えて所定の様式にてお申し込みください。現地確認時は、近隣に迷惑のかからないよう十分注意してください。

開発等（建築を含む）に当たっては、都市計画法、建築基準法及び市条例等により指導対象となる場合がありますので、事前に開発指導課（086-426-3485）へご確認ください。

また、工作物や樹木の越境、その他土地の状況等については、市が把握している情報を参考資料として記載していますが、すべてを網羅している訳ではありません。現況と相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。

市は越境関係の解消や道路使用に係る同意等のための折衝や手続きは行いませんので、買受人において相隣関係にある当事者間で話し合ってください。

また、契約後に越境関係等が判明した場合も同様です。

各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用の可否、手続き等については、あらかじめ各事業者にご確認ください。

所有権は、売買代金完納と同時に移転します。登記の手続きまで市が行いますので登記手数料や仲介手数料はかかりませんが、登録免許税、契約書に貼付する収入印紙等の諸費用については買受人の負担となります。

なお、不動産取得後に発生する税金として、不動産取得税（県税）、固定資産税・都市計画税（市税）等があります。